8　すべての国は、イランに対する自国の領域からの若しくは自国の領域を通ずる、自国民若しくは自国の管轄権に服する個人による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル又はミサイル・システム若しくは予備部品を含む関連物資、又は安全保障理事会若しくは決議第千七百三十七号（二千六年）に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）により定められる品目の直接若しくは間接の供給、販売又は移転を防止することを決定し、さらに、すべての国は、これらの武器及び関連物資の供給、販売、移転、提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、金融資産又は金融サービス、助言、その他のサービス又は援助の自国民による又は自国の領域からの若しくは自国の領域を通じたイランに対する提供を防止することを決定し、またこの関連において、すべての国に対し、すべてのその他の武器及び関連物資の供給、販売、移転、提供、製造及び使用について監視し抑制することを要請する。

9　イランは、核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。）を実施してはならないことを決定し、各国が、そのような活動に関連する、イランに対する技術の移転又は技術援助を防止するためすべての必要な措置をとることを決定する。

10　すべての国は決議第千七百三十七号（二千六年）の別添附属書C、D及びE、決議第千七百四十七号（二千七年）の別添附属書I、決議第千八百二号（二千八年）の別添附属書I並びにこの決議の別添附属書I及びIIにおいて、又は安全保障理事会若しくは委員会により指定される個人が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定し（そのような入国又は通過が、決議第千七百三十七号（二千六年）3の規定に従い、同決議3（b）（i）及び（ii）の規定にいう品目のイランへの提供に直接関連する活動のためのものである場合を除く。）、この規定のいかなるものもある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものでないことを強調し、この規定により課される措置は、委員会が、人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような往来が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合、又は、委員会が、免除がこの決議の目的（IAEA憲章第十五条に係る場合を含む。）に資すると結論する場合には適用しないことを決定する。

11　決議第千七百三十七号（二千六年）12、13、14及び15の規定に定める措置は、この決議の別添附属書Iに記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する個人及び団体、それらにより所有され又は管理される団体（不法な手段を通じる場合を含む。）、並びに、指定された個人又は団体が決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）、決議第千八百三号（二千八年）又はこの決議の規定に違反することを支援しているとして安全保障理事会又は委員会により決定される個人及び団体に対しても適用されることを決定する。

12　決議第千七百三十七号（二千六年）12、13、14及び15の規定に定める措置は、この決議の別添附属書IIに定めるイスラム革命ガード（IRGC。別名「イスラム革命防衛隊」）の個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するあらゆる個人及び団体、並びにそれらにより所有され又は管理される団体（不法な手段を通じる場合を含む。）に対しても適用されることを決定し、すべての国に対し、IRGCが関与する取引であって、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得るものを監視することを要請する。

13　決議第千七百三十七号（二千六年）3、4、5、6及び7の規定に特定される措置の目的のため、文書S／二〇〇六／八一四の品目リストは、INFCIRC／二五四／Rev.9／Part1及びINFCIRC／二五四／Rev.7／Part2の品目リスト及び各国が濃縮関連活動、再処理活動又は重水関連活動若しくは核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると認める更なる品目によって代替されることを決定し、さらに、決議第千七百三十七号（二千六年）3、4、5、6及び7の規定に特定される措置の目的のため、文書S／二〇一〇／二六三に含まれる品目リストは、文書S／二〇〇六／八一五に含まれる品目リストによって代替されることを決定する。

14　すべての国に対し、当該貨物が決議第千七百三十七号（二千六年）3、4若しくは7の規定、決議第千七百四十七号（二千七年）5の規定、決議第千八百三号（二千八年）8の規定又はこの決議8若しくは9の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法、特に海洋法及び関連する国際的な民間航空協定に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、イラン向け及びイランからのすべての貨物を検査することを要請する。

15　各国が、国際法、特に海洋法に適合する範囲内で、旗国の同意を得て公海上で船舶の検査を要請することができることに留意し、また、すべての国に対し、当該船舶が決議第千七百三十七号（二千六年）3、4若しくは7の規定、決議第千七百四十七号（二千七年）5の規定、決議第千八百三号（二千八年）8の規定又はこの決議8若しくは9の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報がある場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、そのような検査に協力することを要請する。

16　すべての国が、この決議の14又は15の規定に基づく検査において確認された、決議第千七百三十七号（二千六年）3、4若しくは7の規定、決議第千七百四十七号（二千七年）5の規定、決議第千八百三号（二千八年）8の規定又はこの決議の8若しくは9の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、決議第千五百四十号（二千四年）を含む関連の安全保障理事会決議の下での義務及びNPTの締約国のいかなる義務にも反しない方法で、破壊、使用し得ない状態にすること、保管又は当該品目が発した若しくは向かう国以外の国への処分を目的とする移転等を通じて押収及び処分することを認め、また、すべての国がこれを行うことを決定し、さらに、すべての国がそのような努力に協力することを決定する。

17　いかなる国に対しても、上記14又は15の規定に従って検査を行ったときは、特に、検査の根拠の説明、当該検査の結果及び協力が得られたか否かが含まれた書面による最初の報告を五作業日以内に委員会に提出することを要求し、さらに、移転が禁止される品目が発見された場合には、検査を行った国に対し、その後の段階で、検査、押収及び処分並びに移転に関する詳細（品目の記述、当該品目が発した又は向かうことが意図された場所を含む。）が最初の報告にない場合には、これらの情報が含まれたその後の書面による報告を委員会に対して提出することを要求する。

18　すべての国は、イラン人所有の又は契約した船舶（用船された船舶を含む。）が、決議第千七百三十七号（二千六年）3、4若しくは7の規定、決議第千七百四十七号（二千七年）5の規定、決議第千八百三号（二千八年）8の規定又はこの決議8若しくは9の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、人道的目的のために必要な場合を除き、又は、貨物が検査を受け、必要な場合は押収及び処分されるまで、自国民による又は自国の領域からの当該船舶に対する燃料若しくは物品の提供等の供給サービスの提供又はその他の船舶の保守に係る役務の提供を禁止することを決定し、また、この規定が合法な経済活動に影響を与えることを意図するものではないことを強調する。

19　決議第千七百三十七号（二千六年）12、13、14及び15の規定に定める措置は、この決議の別添附属書IIIに定めるイラン・イスラム共和国シッピング・ラインズ（以下「IRISL」という。）の団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する者及び団体、並びにそれらにより所有され又は管理され（不法な手段を通じる場合を含む。）若しくは決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）、決議第千八百三号（二千八年）又はこの決議の制裁を逃れること又はこれらの決議の規定に違反することを支援しているとして理事会又は委員会により決定される団体に対しても適用されることを決定する。

20　すべての加盟国に対し、決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）、決議第千八百三号（二千八年）若しくはこの決議の制裁を逃れるために又はこれらの決議の規定に違反して行われた疑いのあるイラン航空の貨物部門又はIRISLにより所有され若しくは運航されている船舶による他社への移転又は活動に関するあらゆる情報（航空機、船舶若しくは船の名称変更又は再登録を含む。）を委員会に通報することを要請し、また、委員会に対し、そうした情報を広く利用可能とすることを要請する。